

当別町長選挙

投票日 7月23日(日) 7時～20時
 告示日 7月18日(火)
 期日前投票日 7月19日(水)～22日(土)
 8時30分～20時(役場1階大会議室)

■ 問合せ 町選挙管理委員会事務局 (☎ 23 - 2330)

■ 当別町長選挙の立候補予定者説明会等を開催します

【立候補予定者説明会】

6月22日(木) 15時～

【立候補届出書類事前審査会】

7月13日(木) 14時～

※いずれも、役場第2庁舎にて行います。
 ※出席は、候補者1名に対して3名までとさせていただきます。

■ 投票時の注意事項

▼ 不在者投票

選挙人名簿登録地(当別町)以外の選挙管理委員会や病院、老人ホームなどで行う投票などは、不在者投票となります。また、身体に重度な障がいのある方は、郵便等による不在者投票も可能ですので、お問い合わせください。

▼ 入場券

有権者一人ひとりに郵送します。投票日当日や期日前投票をする時には、忘れずに持参してください。

▼ 選挙公報

選挙公報は、候補者自身の政治姿勢や政治信条などが記載されています。町内会の協力で全戸配付しますが、役場庁舎と太美出張所にも備えています(無投票の場合は発行しません)。

■ 投票所 次のとおり

投票区 / 投票所	該当の行政区
第1 当別赤れんが6号(ふれあい倉庫)	幸町、弥生、錦町、末広、美里、栄町、下川町
第2 総合保健福祉センター(ゆとろ)	白樺町、北栄町、西町
第3 当別小学校	旭町、万代町、元町、緑町、東町、春日町、樺戸町
第4 六軒町会館	六軒町
第5 弁華別会館	弁華別、茂平沢、みどり野、(自衛隊)
第6 中小屋会館	中小屋
第7 金沢会館	金沢
第8 東裏地域会館	東裏
第9 南部地域会館	蕨岱町
第10 対雁会館	対雁
第11 川下会館	川下右岸、川下左岸
第12 西当別コミュニティセンター	太美北、太美東、太美中央、太美西、太美南、当別太
第13 西当別中学校	太美寿、太美スターライト、獅子内、スウェーデンヒルズ、高岡
第14 若葉町会館	若葉

補助

住宅の耐震診断費用の一部を補助します

住宅の耐震化を進めることは、あなた自身の生命や財産を守るとともに、まちの安全性を高めることにもつながります。まずは、ご自身の住宅が地震に耐えられるか診断を受け、住宅の状況を確認してみることが大切です。

▼ 次のいずれの条件も満たす個人が補助の対象です。

- ・ 町内に木造住宅を所有し、そこに住んでいる。
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工した住宅。
- ・ 戸建て住宅または併用住宅。
- ・ 在来軸組工法または枠組壁工法の2階建て以下の住宅。
- ・ 法令に違反していない住宅。

▼ 補助額 耐震診断費用の3分の2以内(上限2万円)

▼ 受付期間

6月1日(木)～12月15日(金)
 ※土・日・祝日は除く。

▼ 申込み・問合せ 建設課建築係 (☎ 23 - 3147)

手 当

児童手当の手続きをお忘れなく

【現況届の提出は6月30日まで】

児童手当等の現況届は、児童手当等を引き続き受給する要件を確認する大切な手続きですので、必ず提出してください。前月まで児童手当を受給されていた方には、6月1日に現況届を郵送します。お手元に届かない場合は連絡ください。公務員の方は勤務先での手続きとなります。

※未提出の方は6月分以降、受給できなくなります。

※未提出のまま2年が経過すると時効となり、受給できなくなりますのでご注意ください。

▼手続きに必要なもの

- ・印鑑（スタンプ印除く）
- ・家族全員の健康保険証の写し
- ・児童手当用所得証明書（平成29年1月2日以降に当別町に転入された方は、平成29年1月1日現在の住所地から平成29年度（平成28年分）児童手当用所得証明の交付を受け、添付してください。）
- ・その他必要に応じて提出していただくものもあります。

【こんな時は手続きが必要です】

事由が発生した日から15日以内に手続きがないと、支給されない月が発生することがあります。

- ・転入・転出するとき。
- ・出生などにより養育する児童が増えたとき。
- ・公務員になった・退職したとき。
- ・児童と別居したとき。
- ・振込口座を変更するとき（金融機関の統廃合など）。

▼提出・問合せ 保健福祉課福祉係（ゆとろ内・☎23-3019）

健 診

年に一度は後期高齢者健診を受けましょう

毎日の生活を自分らしく過ごすためには、健康であることが欠かせません。健康のためには、ウォーキングやラジオ体操など定期的に運動をすることやバランスの良い食事を心がけるだけではなく、定期的に健診を受け、その結果から生活習慣を見直し、病気を予防することが大切です。年に一度、健診を受けましょう。受診の際には受診券が必要ですので、担当へ申し込みください。

▼対象者 当別町に在住で後期高齢者医療に加入している方

▼期間 平成30年3月31日まで

▼料金 600円

▼持ち物 被保険者証、受診券（オレンジ色）、問診票

▼実施医療機関 本誌 p.26 参照

▼申込み・問合せ 保健福祉課健康推進係（ゆとろ内・☎23-4044）

検 査

HIV 検査の夜間検査を実施します

6月1日～7日は「HIV検査普及週間」とし、HIVの早期発見・治療に向け、検査の普及を図ります。電話相談もできます。

▼検査日時・場所 6月7日（水）

10時～20時、江別保健所

▼その他 HIV抗体検査は「匿名」「無料」で受けられます。**前日の正午までに**申込みください。渡航に向けた健康診断目的の場合は有料です。

▼申込み・問合せ 江別保健所（代表・☎011-383-2111）（HIV相談電話・☎011-383-3449）

個 人 番 号

マイナンバーカードの申請について

【申請がこれからの方】

初回の申請は無料です。申請はスマートフォン、パソコンまたは郵送でできます。申請書がない方はお問い合わせください。

【申請後、まだ受取っていない方】

照会書に記載されている受け取り期限を過ぎても、マイナンバーカードは役場で保管しています。照会書（ハガキ）、本人確認書類（免許証等）、通知カードを持って役場1階戸籍年金係までお越しください。

▼問合せ 住民課戸籍年金係
（☎23-2463）

水 道

水道メーターの取替え

水道メーターは、計量法により8年ごとの取替えが義務付けられています。今年取替えの対象となる方にはハガキでお知らせします。取替え作業は町が指定した業者が行い、留守の間に作業を行う場合もありますので、水道メーターボックスの上に物を置かない等、ご協力をお願いします。なお、取替え作業にかかる費用の負担はありません。

また、近年は上下水道課等の行政機関を名乗る悪質業者の訪問が増えていますので、十分にご注意ください。

▼問合せ 上下水道課業務係
（☎22-2411）

納税

6月30日は町道民税・固定資産税（第1期分）の納期限

納期限までに納付しない場合には、督促状が発付されたり、延滞金がかかる場合がありますので、忘れずに納付しましょう。

病気や失業などのやむを得ない事情により、納期限までに納付することができない場合は、ご相談ください。

▼問合せ 税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

夜間

町税と町営住宅使用料等の夜間窓口を開設しています

夜間窓口では、町税と町営住宅使用料（家賃）・駐車場使用料の納付に関する相談などをお受けしています。

■今月の夜間窓口（共通）

6月8日（木）・22日（木）

19時30分まで

▼場所・問合せ

町税窓口：税務課納税係 (☎ 23 - 2341)

町営住宅関係窓口：建設課管理住宅係 (☎ 23 - 3197)

募集

「盲ろう者通訳・介助員養成講座」の受講者募集

北海道道身体障害者福祉協会では、「平成29年度盲ろう者通訳・介助員養成講座」の受講者を募集しています。

▼日時 9月23日（土）～11月19日（日）のうち7日間

▼場所 道民活動センタービル（札幌市中央区北2条西7丁目）

▼募集定員 30名程度（養成講座の趣旨を踏まえて選考します）

▼受講料 約4,000円（テキスト代等）

▼申込期日 8月21日（月）

▼申込み・問合せ 一般社団法人北海道身体障害者福祉協会 (☎ 011 - 251 - 1551)

北警察署

不法就労・不法滞在防止にご理解とご協力を！

地域の安全を妨げる国際組織犯罪などを防止するためには、皆様のご協力が欠かせません。「おかしいな？」と思ったら、警察までご連絡ください。忍び寄る犯罪組織の国際化、あなたの目が街を守ります！

▼問合せ 札幌方面北警察署 (☎ 011 - 727 - 0110)

ペット

犬・猫などの飼育マナー

ペットを飼育している方は、次の事項を再確認し、マナーを守りましょう。

- ・散歩の際には引き綱等を付けて放し飼いはしない。フンは必ず持ち帰る。
- ・敷地内の専用トイレなど決まった場所で排せつさせるよう、しつけをする。
- ・ペットの鳴き声や臭いなどに注意し、近隣に迷惑をかけない。
- ・ペットは決して捨てない。
- ・飼い主のいない猫や犬の餌付けはしない。
- ・生まれる子どもの飼育ができないのであれば、事前に不妊・去勢手術を受けさせる。
- ・登録済みの犬が死亡した場合は、役場へ届け出てください。

▼問合せ 環境生活課環境対策係 (☎ 23 - 2503)

管理

空き地は定期的に草刈りを

空き地の所有者や管理者は、雑草が放置されることのないよう、お早めに草刈りをするなどの適正な管理をお願いします。

▼問合せ 環境生活課環境対策係 (☎ 23 - 2503)

広告

広告

予 防

狂犬病予防集合接種を実施します

犬を飼っている方は、年1回、狂犬病の予防注射を飼い犬に受けさせることが法律で定められています。次の日程で会場を巡回し接種しますので、ご利用ください。多数の犬が集まることで興奮状態になる恐れがある犬は、病院で個別に接種することをお勧めします。

▼日時・場所 右記のとおり

▼問合せ 環境生活課環境対策係 (☎ 23 - 2503)

<日時・場所>

日 程	時 間	場 所
6月4日 (日)	9:30 ~ 9:40	白樺コミセン駐車場
	9:50 ~ 10:00	森の道会館前
	10:10 ~ 10:20	茂平沢会館前
	10:35 ~ 10:45	東裏会館前
	10:55 ~ 11:05	南部地域会館前
6月25日 (日)	9:40 ~ 9:55	旧青少年会館前
	10:05 ~ 10:20	川下会館前
	10:35 ~ 10:45	若葉会館前
	10:55 ~ 11:05	西当別コミセン駐車場

年 金

読んで得する年金・国保のお話

国 保

【国民年金保険料は納付期限までに納めましょう】

平成29年度の国民年金保険料は、月額16,490円です。日本年金機構では、保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により納めていただくよう案内を行っております。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期間までに納付がない場合は、延滞金が課せられるだけでなく、納付義務者（被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主）の方の財産を差し押さえることがありますので、お早めに納付をお願いします。所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除や猶予される制度がありますので、役場国民年金窓口またはお近くの年金事務所にご相談ください。

【年金受給資格期間の短縮について】

平成29年8月から、年金を受けとるために必要な保険料納付済期間が、「25年」から「10年」に短縮されます。対象となる方には、日本年金機構から「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お送りしています。お手元に届きましたら、「ねんきんダイヤル0570-05-1165」で予約の上、お早めに手続き願います。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 6月20日(火) 10時～15時
 - ・場所 商工会館(錦町) ・主催 札幌北年金事務所
- ※年金相談は予約制です。代理人が相談する場合は、委任状・身分証明書が必要です。

(相談予約専用ダイヤル ☎ 011 - 717 - 4133)

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

【国民健康保険税の軽減範囲が見直しされました】

国民健康保険税の保険税均等割・平等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が次のとおり見直しされました。

<平成28年度>

※所得が次の金額以下の世帯は

- 33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数) → 5割軽減
- 33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数) → 2割軽減

<平成29年度から>

※所得が次の金額以下の世帯は

- 33万円 + (27万円 × 世帯の被保険者数) → 5割軽減
- 33万円 + (49万円 × 世帯の被保険者数) → 2割軽減

平成29年度の保険税額は

7月に個別にお知らせします。



【国民健康保険税の納め忘れはありませんか?】

平成28年度分国保税の納め忘れはありませんか? 今一度ご確認をお願いします。

納税相談もないまま未納にしていた場合は、保険証の有効期限が短い「短期被保険者証」の交付や、受診時に保険給付がなく医療費の全額を負担しなければならない「資格証明書」が交付されることとなりますので、納税が困難な方は必ず相談してください。

▼国保・後期高齢者医療の問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

▼国保健康保険税の納付についての問合せ

税務課納税係 (☎ 23 - 2341)